

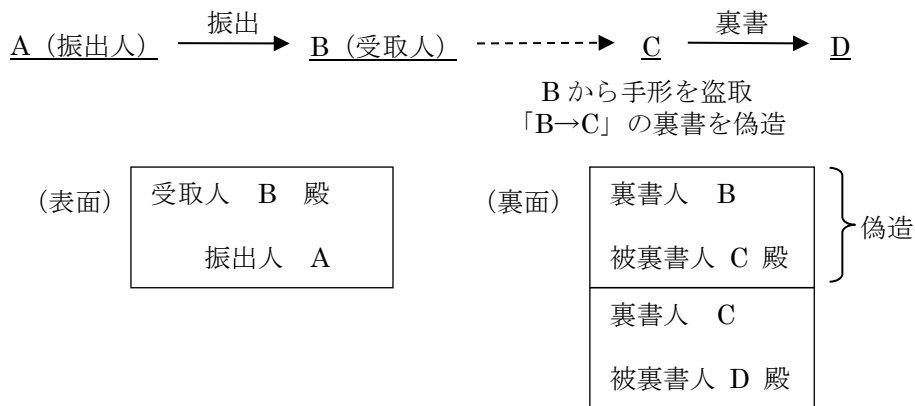
6.善意取得と手形抗弁

6-1.善意取得

(1)序

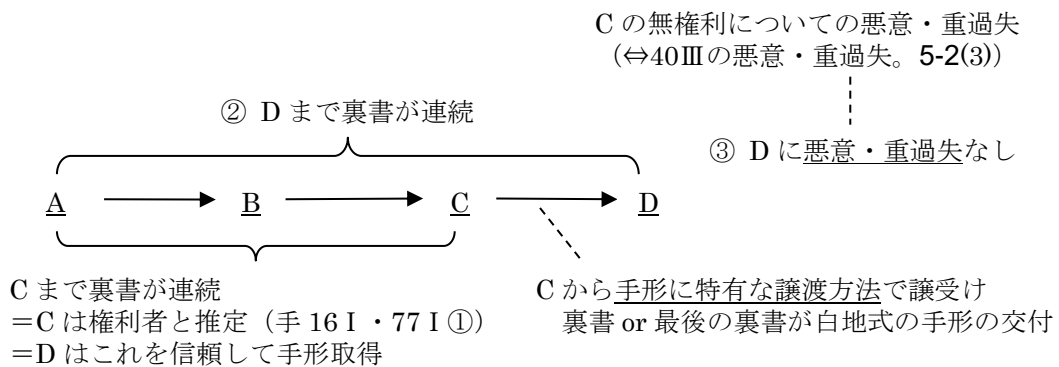
無権利者（盗取者 etc.）からの手形の譲受け ⇔ 善意取得（手 16Ⅱ・77Ⅰ①）

(2)善意取得の要件（手 16Ⅱ・77Ⅰ①）と効果

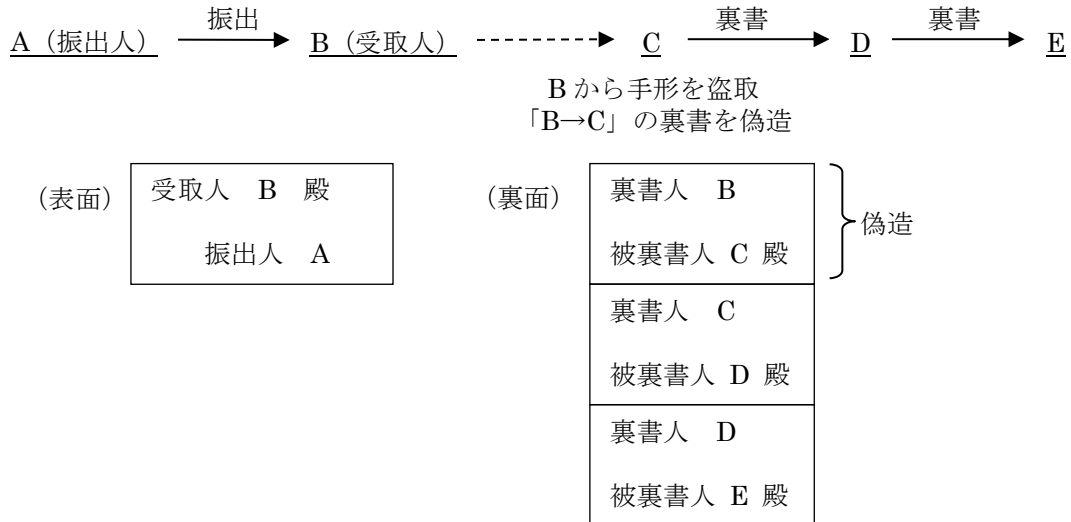


①手形の占有を失った者がある

②所持人が前項の規定によりその権利を証明・③所持人に悪意・重過失なし



効果：「手形を返還する義務を負うことなし」



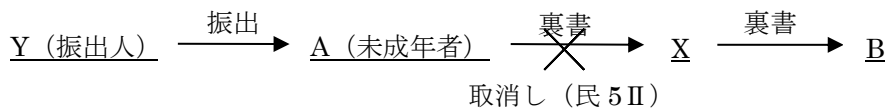
(3) 悪意・重過失

上記(2)の D の重過失 = C の無権利を疑うべき相当の事情 + 漫然と手形を取得
 譲渡人と面識がない、手形の取得経路が不自然・不明、譲渡人の無資力、手形金額が高額、手形面上の記載の改ざん etc.

(4) 善意取得によって治癒される瑕疵

事例 6-a 善意取得によって治癒される瑕疵 [テキスト事例 12-5]

未成年者 A は、Y から振出を受けた約束手形を、法定代理人の同意を得ずに、X に裏書譲渡した。その後、A が X への裏書を取り消した場合、X は Y に対して手形の支払を請求することができるか。



制限説 (通説) —— 理由

X が手形をさらに裏書譲渡した場合

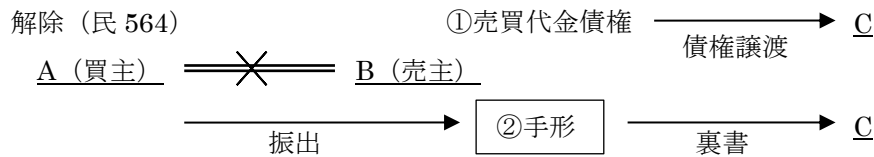
6-2. 人的抗弁の切断

(1) 序

事例 6-b 抗弁の対抗

① A は B から商品を仕入れた。B は、これにもとづく売買代金債権を支払期限前に C に譲渡し、その旨を A に通知（民 467 I）した。その後、A は売買契約を、目的物の瑕疵を理由に解除した。売買代金の支払期限に、C は A に売買代金の支払を請求した。

② A は B から商品を仕入れ、代金の支払のため、B を受取人とする約束手形を振り出した。B は、手形を満期前に C に裏書譲渡した。その後、A は売買契約を、目的物の瑕疵を理由に解除した。手形の満期に、C は A に手形の支払を請求した。



①：民 468 I

②：手 17 本・77 I ①（人的抗弁の切断）——ルール機能

*②では、A の手形支払後、AB 間の不当利得の問題に

抗弁（手形抗弁） [テキスト 12.1.2]

- ・抗弁（手形抗弁）＝手形の支払請求を受けた者が、請求を拒むために主張することができる事由
 ≠民事訴訟法でいわれる「抗弁」
- ・人的抗弁＝特定の手形所持人に対してのみ主張することができる抗弁
- ・物的抗弁＝所持人の善意・悪意を問わず、手形により請求を受ける者がすべての手形所持人に対して主張することができる抗弁

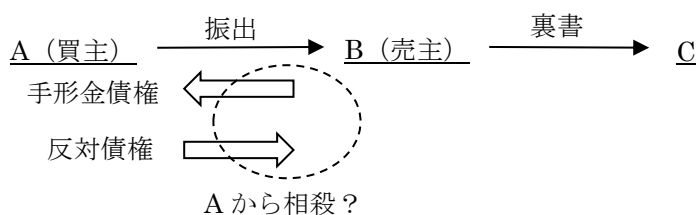
(2)手 17 の人的抗弁

(a)原因関係上の抗弁＝原因関係の無効、取消し、解除（事例 6-b②）、時効消滅 etc.

(b)原因関係とは異なる手形外の法律関係にもとづく抗弁

事例 6-c 相殺の抗弁

A は B を受取人とする約束手形を振り出した。B は、手形を満期前に C に裏書譲渡した。C が満期に支払を求めたところ、A は、手形金債権と、A が B に対して有する別の債権（反対債権）とを相殺すると主張した。



(c)手形上の法律関係に関する人的抗弁

手形債務について手形外で支払を猶予、手形を受け戻さずに支払 etc.

(3)人的抗弁の当事者 [テキスト 12.3.3]

手 17 「所持人の前者に対する」

*所持人自身に対する抗弁（直接の相手方に対するもの）かどうかはどう決まる？

(4)悪意の抗弁(手17但・77I①)——「債務者を害することを知って手形を取得」(悪意)

事例 6-d 悪意の抗弁

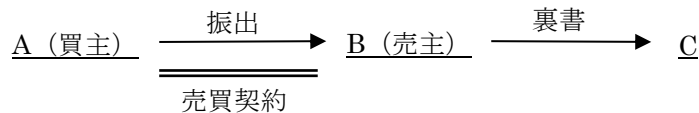
A(買主)は売買代金の支払のため、B(売主)を受取人とする約束手形を振り出した。Bは、手形をCに満期前に裏書譲渡した。

① Cへの裏書譲渡前に、Aは、Bによる詐欺を理由に売買契約をすでに取り消していた。Cは、手形取得時点でそのことを知っていた。

② Cへの裏書譲渡前には、売買契約は取り消されていなかった。Cは、手形取得時点でBによる詐欺の事実を知っていた。その後売買契約が取り消された。

③ Cへの裏書譲渡前に、Bは商品引渡義務を履行していなかった。Cは、手形取得時点でそのことを知っていた。その後売買契約が解除された。

④ Cへの裏書譲渡前に、Bによる商品引渡義務の履行は不可能な状態になっていた。Cは、手形取得時点でそのことを知っていた。その後売買契約が解除された。



通説＝抗弁の存在を知っており、かつ、満期において債務者がそれを主張することは確実であると認識していたこと

→①(大判昭16・1・27民集20-25)

②(大判昭19・6・23民集23-378)

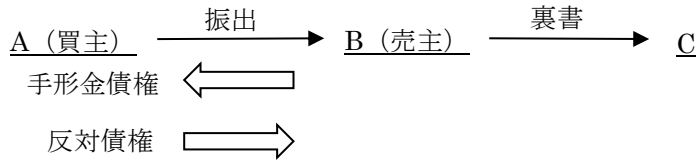
③(最判昭30・11・18民集9-12-1763)

④(最判昭30・5・31民集9-6-811)

相殺の場合は？

事例 6-c 相殺の抗弁（再掲）

A は B を受取人とする約束手形を振り出した。B は、手形を満期前に C に裏書譲渡した。C が満期に支払を求めたところ、A は、手形金債権と、A が B に対して有する別の債権（反対債権）とを相殺すると主張した。

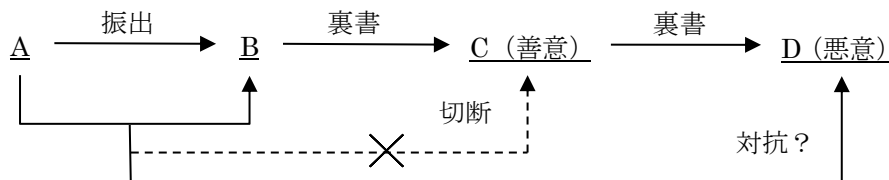


反対債権の存在を知っていた ⇔ 反対債権の存在+B の無資力を知っていた

(5)善意者の介在

事例 6-e 善意者の介在と悪意の抗弁 [テキスト事例 12-2]

約束手形の振出人 A が受取人 B に対して原因関係上の抗弁を有しているところ、B が手形を善意の C に裏書譲渡し、さらに C が手形を悪意の D に裏書譲渡した。A は D に対して抗弁を主張することができるか。



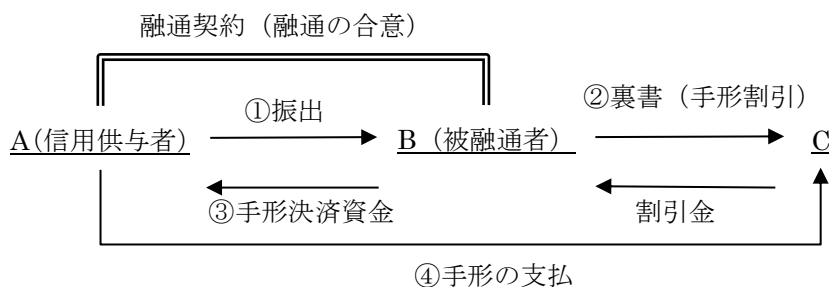
最判昭 37・5・1 民集 16-5-1013

「手形法一七条但書は、…手形所持人の前者が善意であるため、手形債務者がこれに対し人的抗弁を対抗しえない場合においても、その前者の地位を承継した手形所持人に対しその悪意を云為 [うんい] して右人的抗弁の対抗を許すものと解すべきではない。」

なぜそう考えてよいのか？

6-3. 人的抗弁の切断に関する論点

(1) 融通手形



・ B が A に手形の支払を請求——融通手形の抗弁

・ A は C に支払を拒絶できる？

最判昭 34・7・14 民集 13-7-978

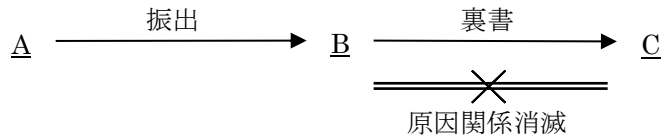
「いわゆる融通手形なるものは、被融通者をして該手形を利用して金銭を得もしくは得たと同一の効果を受けさせるためのものであるから、該手形を振出したものは、被融通者から直接請求のあつた場合に当事者間の合意の趣旨にしたがひ支払いを拒絶することができるのは格別、その手形が利用されて被融通者以外の人の手に移り、その者が手形所持人として支払いを求めて来た場合には、手形振出人として手形上の責任を負わなければならないこと当然であり、融通手形であるの故をもつて、支払いを拒絶することはできない。しかも、このことは、…その手形所持人が単に…融通手形であることを知っていたと否とにより異るところはないのである。」

*A が C に抗弁を主張できない理由——生来の人的抗弁／融通契約違反が手 17 の人的抗弁

(2)後者の抗弁

事例 6-f 後者の抗弁 [テキスト事例 12-3 を一部変更]

A が B を受取人とする約束手形を振り出し、B が C に対して負う債務の支払のため手形を C に裏書譲渡したが、その後右債務が完済されて裏書の原因関係が消滅した。C は A に対して手形金の支払を請求することができるか。



人的抗弁の個別性 ⇔ C による権利行使を認めてよい？

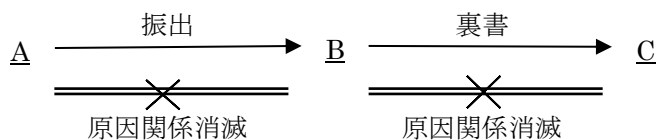
最大判昭 43・12・25 民集 22-13-3548

「思うに、自己の債権の支払確保のため、約束手形の裏書譲渡を受け、その所持人となつた者が、その後右債権の完済を受け、裏書の原因関係が消滅したときは、特別の事情のないかぎり爾後右手形を保持すべき何らの正当の権原を有しないことになり、手形上の権利を行使すべき実質的理由を失つたものである。然るに、偶々手形を返還せず手形が自己の手裡に存するのを奇貨として、自己の形式的権利を利用して振出人から手形金の支払を求めようとするが如きは、権利の濫用に該当し、振出人は、手形法七七条、一七条但書の趣旨に徴し、所持人に対し手形金の支払を拒むことができるものと解するのが相当である。」

(3)二重無権

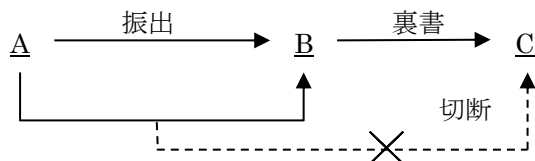
事例 6-g 二重無権の抗弁 [テキスト事例 12-4 を一部変更]

商品が C→B→A と転売され、その代金支払のため A は B を受取人とする約束手形を振り出し、B はこの手形を C に裏書譲渡した。その後、AB 間、BC 間の各売買契約は合意解除され、右商品は A から C に返還されたが、C は右手形の返還を拒み、満期に A に対して手形の支払を請求した。C の請求は認められるか。

**最判昭 45・7・16 民集 24-7-1077**

「[A] は、手形振出の原因関係消滅の抗弁をもつて、受取人たる [B] に対してのみでなく、[B] から右手形の裏書譲渡を受けた [C] にも対抗し、手形債務の履行を拒むことができるものと解するのが相当である。けだし、かかる原因関係に由来する抗弁は、本来、直接の相手方に対してのみ対抗しうるいわゆる人的抗弁たりうるにすぎないが、人的抗弁の切断を定めた法の趣旨は、手形取引の安全のために、手形取得者の利益を保護するにあると解すべきことにかんがみると、前記のように、自己に対する裏書の原因関係が消滅し、手形を裏書人に返還しなければならなくなっている [C] のごとく、手形の支払を求める何らの経済的利益も有しないものと認められる手形所持人は、かかる抗弁切断の利益を享受しうべき地位にはないものというべきだからである。」

6-4. 物的抗弁 [テキスト 12.2]



手 17・77 I ① 「所持人の前者に対する人的関係にもとづく抗弁」 (人的抗弁)

⇔ 物的抗弁：切断されず

<p><u>(1)手形の記載から明らかな事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手形要件の欠缺、有害的記載事項 ・署名の方式違反 ・手形上明瞭な支払済、相殺、免除 (手 39 I・77 I ③) ・満期未到来 ・支払場所と異なる場所での支払呈示 ・[裏書人の遡求義務について] 無担保文句 (手 15 I・77 I ①)
<p><u>(2)証書の性質より当然生ずる物的抗弁</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適法な支払呈示でない ・裏書の連続を欠く ・[裏書人の遡求義務について] 遡求権保全のための手続が満たされていない
<p><u>(3)制度趣旨から物的抗弁とされるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・供託による手形債務の消滅 (手 42・77 I ③) ・除権決定による手形の無効 (非訟 118) ・手形債務の時効消滅 (手 70・77 I ⑧)
<p><u>(4)手形行為が有効に成立していない旨の抗弁</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思無能力、絶対的強迫による手形行為 ・行為能力の制限を理由とする手形行為の取消 ・偽造 (表見代理や権利外観責任が認められる場合は別) ・変造 (権利外観責任が認められる場合は別) ・無権代理 (表見代理が認められる場合は別) <p>*手形行為の成立・有効性に関わる問題であっても、物的抗弁にならないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付欠缺 ・手形行為について意思表示の瑕疵

(1)~(3)の抗弁 ⇔ (4)の抗弁